

2013年11月6日

一般財団法人自然環境研究センター
吉村妙子様

日本哺乳類学会
理事長 梶 光一

日頃はお世話様です。さてご依頼のありました意見聴取について添付ファイルと下記のコメントのとおりにお返答します。

コメント：

1. リストについては、現在検討中ということですが、いくつか表示内容に誤り（特にGISD・IUCNのリスト内容の扱い）が見られましたので、指摘してあります。また、現在問題となり要望書提出予定の狭山丘陵のキタリス情報を加えておきました。リスト作成に関しては、環境省のリスト作成においては当学会の保護管理専門委員会と外来動物対策作業部会が関わって情報提供しておりますので、哺乳類に関しては特に大きな提案内容は必要ないものと思います。逆に植物や昆虫のリストがこれから検討して間に合うのかが気になるところです。

2. 行動計画は、すでに検討会でも発言している内容なのですが、特に意見を要求されているポイントについて意見を加えてあります。

3. なお、本学会の保護管理専門委員会の村上興正委員が環境省のリスト選定座長として、また行動計画には、村上興正委員・石井信夫委員および池田透委員が委員に加わっており、今後の検討において意見を反映させていただきたいと思っております。

担当：池田 透委員（日本哺乳類学会 外来動物対策作業部会会長）

--

佐藤喜和
日本哺乳類学会庶務担当常任理事

◆リスト案についての入力フォーム◆

必要に応じてセル

分類群	No.	種名	指摘事項、情報	根拠資料 (事項aについては必ずご記入下さい)
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	11	キタリス	狭山丘陵で野生化が確認されており、分布拡大阻止のために早急の対応が必要	日本哺乳類学会から環境省等に提出予定の「狭山丘陵に野生化した特定外来生物キタリス(<i>Sciurus vulgaris</i>)根絶のための緊急対策についての要望書」及び添付資料
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	12	シマリス	GISDの掲載種である	GISDリスト
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	18	アライグマ	IUCNワースト100掲載種ではなく、GISDの掲載種である	GISDリスト IUCNワースト100リスト
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	20	アメリカミンク(ミンク)	学名は <i>Neovison vison</i> に変更 GISD掲載種である	GISDリスト
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	22	ファイリマンゲース	GISDの掲載種である	GISDリスト
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	25	アキシスジカ属	GISDに <i>Axis axis</i> が掲載されている	GISDリスト
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	35	ジャコウネズミ	GISDの掲載種である	GISDリスト
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	36	ナミハリネズミ	GISDの掲載種である	GISDリスト
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	37	ハリネズミ科(エリナケウス属)の全種	GISDに <i>Erinaceus europaeus</i> が掲載されている	GISDリスト
哺乳類 国外外来 (評価対象)種	38	フクロギツネの一種	GISDに <i>Trichosurus vulpecula</i> が掲載されている	GISDリスト
哺乳類 国内家畜 由来(その他)種	12	キタキツネ	学名は <i>Vulpes vulpes schrencki</i> GISDに <i>Vulpes vulpes</i> は掲載されている	GISDリスト

(意見聴取事項b及びeについて上記フォームに記入が難しい場合はこちらにご記入ください。
資料に具体的な指摘箇所がある場合は、資料番号及びページ、項目名等を記載してください。)

まだ検討中の資料ということですが、哺乳類リストの中で基本となる抽出対象の誤りを指摘しておきました。また、北海道のブルーリストには、ペットショップでの取り扱いが確認されたもの(未定着)も多くリストに入っていますので、取り扱いには留意してください。

◆行動計画についての入力フォーム◆

必要に応じてセルの追加、高さ調整をして下さい。

該当箇所		修正内容案等	修正等が必要な理由
頁	行		
39	19	取組不足の分野の追加として、 ・防除事業に関する実行可能性研究 (feasibility study) ・社会的防除体制の構築に係る人文・社会科学的研究の推進	外来種対策は、高度に社会的・政策的課題であることは世界的共通認識となっているが、日本では普及・啓発以外の人文・社会科学的取組が不足しているため
42	5～6	「また、地方自治体レベルにおいても関係部局間で緊密な連携をとるよう指導する。」という内容を追加	実際の対策事業の核となる地方自治体において、関係部局間の連携不足による対策事業への悪影響が多く見られる
42	29	「【関係部局の連携の確保】 部局の縦割りによって施策実施に支障が出ないように、関連部局間での情報共有や役割分担などの連携を密にして施策を推進します。」といった内容を追加	実際の対策事業の核となる地方自治体において、関係部局間の連携不足による対策事業への悪影響が多く見られる
44	10	研究者を育成 → 研究者・技術者・対策プランナーを育成	外来生物研究者のみならず、対策に参画する専門家の養成が急務である

平成 25 年 9 月 30 日
事 務 連 絡

日本哺乳類学会 御中

環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室 室長 関根 達郎

**外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関する
意見聴取について**

外来生物対策行政の推進につきまして、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、外来種の計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や自主的な取組を促すために、外来種被害防止行動計画（仮称）（以下「行動計画」という）を策定すること、また、わが国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある侵略的外来種について、侵略的外来種リスト（仮称）（以下「リスト」という）を作成することを国別目標の一つとして挙げています。

そこで、環境省、農林水産省及び国土交通省では、平成 25 年度中に行動計画を策定するために、作業を進めております。また、リストについても、環境省及び農林水産省が、同様に作業を進めています。

作業にあたっては、行動計画とリスト、それぞれについて有識者による会議を設置していますが、動植物と関わりの深い学会に対し、行動計画素案やリスト案についてご意見を伺いたく存じます。各学会でご検討頂き、ご意見がある場合は、下記要領にしたがい、誠に勝手ながら 10 月 31 日までに行動計画及びリストの検討業務の請負先である自然環境研究センター 吉村宛までメールまたは FAX にてご回答いただけますようお願い申し上げます。なお、この期間でご回答が難しい場合は、下記連絡先までご相談くださいますようお願い申し上げます。短期間の依頼で誠に恐縮ではございますが、何卒ご協力を賜りたくよろしくようお願い申し上げます。

【要 領】

1. 外来種被害防止行動計画素案について

下記の送付物①～④をお読みいただいた上で、ヒアリング事項について、⑤の回答入力フォームにご入力ください。

【送付物】

- ①行動計画作成の目的
- ②行動計画構成案
- ③行動計画素案
- ④行動計画素案への挿入図
- ⑤回答入力フォーム（行動計画用）

【ヒアリング事項】

行動計画素案（送付資料③、④）において、修正等が必要と思われる点がございましたら、該当箇所、修正内容案等、及び修正等が必要な理由をご記入ください。

【特にご意見をいただきたいポイント】

・第2章第1節7 情報基盤の構築及び調査研究の推進

第2章では国だけでなく、地方自治体や教育機関、国民などの各主体が外来種対策を実施するための基本的な考え方を記載しております。素案の現状認識や基本的な考え方について、認識が不足している点や抜けている視点などあれば、ご意見いただければ幸いです。

・第2章第2節 各主体の役割と行動指針

第2章第2節では、各主体に期待される役割と行動指針を記載しています。国の計画として研究者・研究機関・学術団体などの各主体に求める役割や行動指針として記載することで、研究者・研究機関・学術団体の活動を促進できるような事項があれば、ご意見いただければ幸いです。

その他にも、行動計画に関することで、何かお気づきの点等ございましたら、ご意見いただければ幸いです。

2. 侵略的外来種リスト（仮称）について

下記の送付物①～④にお目通しいただいた上で、ヒアリング項目 a. ～e. について⑤の回答入力フォームにご入力の上、ご回答下さい。

<送付資料について>

送付資料の①は、リスト作成にあたって全体の基本方針（植物・動物とも共通）と、作成手順、カテゴリ区分の概念図が示してあります。

また、リスト掲載種を具体的に選定する際の手順及び評価基準の考え方を示したものが②になります。

④のリストは、これらの基本方針等の考え方に沿って既存文献等から一律にリストアップした「検討対象種」（侵略的外来種リストを作成するためのベースとなるもの）のリストとなります。また、④の中で、今後さらに詳細な評価を行うべきものとして「評価対象種」を抽出し、その「評価対象種」から今後「掲載種」を選定する見込みです。各リストでは、「評価対象種」、「その他の検討対象種」（「評価対象種」ではなく、詳細な評価は行わない（掲載種としない）として整理したもの）の順に掲載しています。なお、植物のリストでは冒頭部に、「検討対象種全体」の一覧を示し、「評価対象種」について「○」、「その他の検討対象種」について「-」で示しています。

③は、評価対象種の抽出作業を行う際の具体的な評価方法を、動物・植物に分けて整理したものです。「掲載種」の評価方法もこれと同様ですが、これをさらに精査することで掲載種選定の具体的な評価方法となります。

【送付物】

- ①侵略的外来種リスト（仮称）作成の基本方針、作成手順の流れ（フロー図）、カテゴリ区分案
- ②愛知目標達成のための侵略的外来種リストの掲載種選定手順について
- ③侵略的外来種リスト（仮称） 動物/植物の掲載種（評価対象種）の選定方法
- ④侵略的外来種リスト作成のための検討対象種リスト（検討作業中のもの）
 - 1 植物
 - 2 動物（哺乳類）
 - 3 動物（鳥類）
 - 4 動物（爬虫類）
 - 5 動物（両生類）
 - 6 動物（魚類）

- 7 動物（昆虫類）
- 8 動物（陸生節足動物）
- 9 動物（その他無脊椎動物）

⑤回答入力フォーム

【ヒアリング事項】

- a. 検討対象種リスト及び、そこから抽出した評価対象種について、種（亜種・品種含む）としての不足、あるいは不要な種がありましたらご指摘下さい。その際、必ず根拠となる資料等をご提示下さい。
- b. リスト作成に係る最新の知見・情報等（分布、被害状況、生態的特徴、利用状況等）がありましたら、ご提供下さい。根拠資料等があればあわせてご提示ください。
- c. 牧草や緑化等、産業などで利用されている種については、利用上の留意事項に資するリスク低減のための管理方法について、ご提案下さい。
- d. 検討対象種につきまして、有効な防除手法、拡大の防止策、侵入の予防策等、対策の方向性について、情報がありましたら提供願います。
- e. その他、評価基準やリストの公表方法等についてご意見がありましたら、ご記入ください。

<ご連絡先>

一般財団法人自然環境研究センター 第2研究部

参考

侵略的外来種リスト(仮称)の検討

<http://www.env.go.jp/nature/intro/loutline/gairailist.html>

外来種被害防止行動計画(仮称)の検討

<http://www.env.go.jp/nature/intro/loutline/koudou.html>